



第十二卷 第一號

大正十六年一月一日發行

(通卷第四十五號)

研 究

相州鍛冶系圖考

理學博士 小川 琢 治

一、緒 言

日本刀の發達を論せんとするには刀工の年代とその系圖を知らねばならぬ。我々は刀劔の銘文から出發して日本刀の歴史を上代まで溯らんと試み、一昨年から所謂在銘物の銘文及び無銘物の隱銘に就いて研究し、磨り潰された刀莖(忠)に隱見する點畫を辿つて奈良朝以前の刀工に關する私見

を一昨年一月以後本誌及び地球、「かたな」(中央刀劔會)等の一昨年諸號に發表した。

然るに隱銘を發見する手がかりとして正確なる系圖その他の刀劔に關する文獻が必要であるから二年に互り寫本及び刊本類を蒐集し、本誌前稿に所載した以外に數種の古寫本及び刊本を獲て、刀工の系圖に就いてその成立來歴を推知する端緒を

得た。今日まで古刀の銘文に就て調べた所では前稿に發表した意見は中らずと雖も餘り正鶴を失してぬと信ずると同時に、箇々の考説に就いて補足訂正を要する所の尙ほ頗る多きは勿論である。

故に地球及び「かたな」兩誌上に論じた所より更に一步を進むるに先ち、主として文獻を基礎として刀工の年代及び系統を推究せんと試み、本誌前稿に概括的に述べた諸考説中の一部分で特に異説の多い相州鍛冶の系圖に關する一家の私説を茲に公にして博雅人士の批判を乞ふことゝした。

元來系圖なるものは作成者がその祖先に溯つて編纂する當り作成年代を距るに従ひ正確を缺く傾向あるを免れぬが、鍛冶系圖に至つては刀工自身の作つたものは少く、鑑定家(自利者)の心覺えにした秘傳書の一部分として追々に發達したに過ぎぬから、その記録としての價値は一層疑はしきを

前定するを要する。今日我々の引用する古刀銘畫大全本朝鍛冶考等の諸刊本の系圖は大抵慶長前後に出來た秘傳書に載せた所を寛政年間以後に整理したと想はれ、鍛冶備考の薩摩波の平三百年來の諸家系圖を除いては刀工家傳の文書を基礎としたものは何程もない様に見える。

従つて流布本の如く詳細を盡し參考に便なるものゝ系圖としての價値は古刊本及び古寫本の蕪雜なる形態を保存するものよりも正確であると斷定することが出來ぬばかりでなく、此の如き文獻の性質を考慮せずして盲従すれば誤謬に陥る危険と群疑の百出する困難に當面すべきは多言を俟たずして明かである。

次に現存する鍛冶系圖が如何なる徑路を経て現形と成つたかを考ふるに、その根本材料の一は矢張り在銘の實物であつた筈で、他の一は物がよく切れたといふ傳説によつて實物と共に名が後世

に至るまで喧傳して記録となつたことであらう。

而して此の如き資料が記録の形態を具備するに至つた時代は應永前後即ち足利義滿の命により宇都宮參河入道が鎌倉時代の文獻を整理して武家恩賞に用ゐる刀劔の等級を決定する參考とした時であつたと想はれ、その資料中の最も古くして確かなものは承元二年の日附ある諸國番鍛冶に關する文書と正和二年の日附ある鎌倉幕府への注進物の目錄であつて、鎌倉幕府の勃興に伴ひ賞品として刀劔の價值判斷が必要となつた爲めであらう。

されば平安朝及びそれより以前の刀工に關しては上述第一第二の資料以外に徵すべき確かな文獻なく、顯銘なき傳説の刀工は隱銘から推知する外なく、半顯銘の誤讀によつて擧げた忠沓その他多數の刀工名を訂正せねばならぬのである。

本稿を草するに當り手にし得ただけの材料に就

いて文獻の性質を吟味するに、最も古いのは天正十五年から刀工の年代を溯算した(一)忠政(姓不明)目利書(備前以下の系圖の部を缺いた表題不明の古寫本)で、原稿本でない見えるが、徳川初期を降らぬ寫本である。此の書物の内容中最も注意を惹く所は刀工の作品中の名物で慶長以後の諸書に見えない傳説を載せ、特に相州鍛冶の系圖は他に異なつたものである。

之と對比すべき他の一は(二)慶長二年の奥書と花押ある竹屋重次の傳授本で、(三)萬治板古今銘盡の系圖、秘談抄の二卷に相當する部分を含み、同刊本の底本たる慶長十六年の傳授書に比し室町時代の舊本の内容と形式とを存したと想はれる續群書類從卷九二八雜部七八(四)諸國鍛冶寄も亦た略ぼ(三)と同時で、慶長十九年の奥書あるのみならず、内容も大同小異である。同卷九二九雜部七九(五)諸國鍛冶系圖に至つても同様多少の出入

あるに過ぎぬ。(六)光悅本本朝古今銘盡も同時の目利書で古板本愛玩者の珍重する稀本なるも、(三)の卷三、四と類似し、系圖に關する部分がないのが遺憾である。

此の他尙ほ(六)寛永元年板系圖として前稿に掲げたものがある。是は近頃發見した所では寛文覆刻二種ありて、銘盡秘傳抄と題して寛永二年板の祕傳書(岸本正之助氏所藏)と合せて二卷として刊行されてゐる。然るに上下二卷の原刻本は互に體裁を異にし、家藏本の寛永元年から溯算した系圖その他鍛冶名寄の部は多く片假名をを雜え、且つ

板心に上の字があり、下卷は平假名で下の字なき所から推せば或は元年板と續いて二年板と二種あつて、後者は寛文板の底本となつたので、全部平假名であつたかと想像される。此の點は今尙ほ疑問であるが、現に寛文板も中本と大本中の二種同時に刊行された事實から上述の考説は必しも架空

の臆測でないかも知れぬ。尙ほ此の寛文板以外に岸本氏藏本と全く大き様式の同一な中間年代の覆刻本が家藏にあるが、是は鎌田魚妙のいふ正保杉田板目利書に相當するか是れまた疑問である。

上述諸本に就いて鍛冶系圖に關する文獻としての價值を比較するに、(一)(二)兩書がその後の流布本の基礎を成するもので、この他では(七)正保寫本本阿彌家鍛冶系圖と(八)萬治諸國鍛冶系圖の兩書が詳細で、寛政以後の刀劔研究家に利用されたものと考へられる。

二、鎌倉幕府初期の刀工

相州鍛冶に就いて流布本に載せた所を觀るに、幕府創設以後數十年間には一人も名を留めぬとなつてゐる。頼朝の西征伐寧日なしといひ得る武力萬能の新政府に兵器の製造業が全く行はれずして、比較的に平穩無事の中葉に至つて漸く名工が出て來るといふことは全く不可解である。鍛刀工

業が振はずして名工がなかつた爲めに傳はらぬのでなくて、初期の刀工中に名工があつても應永前後の編纂に當り既に年代の遠きが爲めに記録に漏れたとするのが最も妥當の解釋であると考へられる。

勿論尙ほ此の外に鎌倉武士が佩用する刀劔は中央集權の平安朝の情勢を受け備前その他平安京に於て有名であつた刀工の作品を彼等の手近く得易いもの以上に珍重する習慣もあつて、開府當初の刀工が蔑視される傾向も想像される。

論じて此に至り想ひ出すのは後漢末から三國鼎立に至る間の亂世に於ける鍛刀工業が餘り注意されぬに關らず、史乘を詮索すれば類例として擧げ得る面白い事實があることである。我々の周知の事件は當時行はれた處々の戰爭に限られてゐるが、兵器製造の工業が歴史の趨向を支配した筈と推定し得るに止らずして、現に魏志を搜索すれば

韓暨傳(卷二十四)に此に關する片鱗を認め得べく暨は建安年間に曹操荊州を平げた際に登用せられて監治諳者となり、從來馬力又は人力によつた精鍊法を水力によることに改良し、兵器の充實を圖り、その功により司金都尉となり、後に死する際に司徒となつた事實がある。

又た姓不詳の唐人の纂めた古文苑(卷十三)に後漢末の名家王粲の刀銘なるもの載せ、是によれば建安年間に張常なる名工があつたことが知れ、且つまた同書の注者章樵(南宋人)の灌襲なる語の注によれば魏文帝(曹丕)の典論に魏太子(丕)が百辟(即ち鑿)の寶刀を造つたことあることが知れる。是れによりて察するに後漢から三國の間に鍛刀工業の技術も頗る進んでゐて、五十鑿百鑿等に折り返して鍛へる方法が行はれるたのである。嘗て東魏高歡に用ゐられた碁母懷文なるものゝ宿鐵刀の造り方を紹介して六朝時代に鍛挫の技術があつたと

したが、今や更に溯つて後漢末二一〇〇年頃に既に同じ造り方があつて日本刀の如きものが漢代に用ゐられてゐたと考ねばならぬのである。

此の類例によつて考ふれば鎌倉時代の中末に至つて鍛刀工業が盛んになつた如く見える現在の刀劍書所見の記載は真相を語るものでなく、初期の刀工に關する所傳が應永前後の祕傳書が出来るまでに失はれて、開府當時如何なる刀工がゐたかを知り難くなつたとすべきである。

此の如き事情によつて後世に忘却された刀工があつたとすれば彼等の爲めに大に悲まざるを得ない次第であるから、之を搜索することは日本刀劍史上必要である。不備の資料を極力研覈して漸く搜り當てたものは左に列擧する信房貞國國弘爲貞の四人であるが、その中信房に關する資料が最も不備であるから、貞國以下の三人に就いて先づ論じ、信房を後にする外なく、此等を述べた後に現

に研究家の間に疑雲の十分に晴れぬ國光正宗に論及して、相州鍛冶系圖なるものゝ性質を明にする一助とする。

三、貞 國

普通最も古い鎌倉鍛冶として國宗國安則家助眞國綱の五人が認められてゐるが、古寫本銘盡(二)の鍛冶舊記目錄の章に豊後行平正恒(後鳥羽院御宇元曆比)に次ぎ鎌倉鍛冶の第一に

貞國鎌倉山内瀧四郎大夫
同御宇

次に助眞相州住
同御宇更に下つて國綱粟田口住西明寺入道關東
被召下御深草院御宇寶治

此の三人を擧げ、又た國宗は注進物の第三番に備前三郎として見え、其の子政宗及び國重相州進藤
五太郎

共に三人だけ記載されてゐる。此の貞國に關しては萬治板本に載せた慶長八年の祕傳抄諸國鍛冶下上記の部に

貞國龜山院の御宇相州山内の住人瀧四郎大夫
號す正元より慶長八年迄三百四十五年

とある。之を前の鍛冶舊記に比較すればその時代

は約五十年降つてゐる。

本阿彌家正係系圖に見える真國は更に降り、藤源次一門(助眞則家)一家の部に則家の弟分とした家宗の子とし、則家の正應比に對し更に後に在るとし、萬治系圖には則家の子家宗の子としながら龜山御宇四郎太夫と注し、全く前後を顛倒してしまつてゐる。

仰木弘邦の古刀銘盡大全(卷二)には此の破綻を彌縫して建武頃山内住家宗弟子とし、鎌田魚妙の鍛冶考(卷三)に花園御宇正和宗子瀧四郎太夫二代目光嚴院御宇正慶建式としたもの亦た同じ破綻を彌縫せんとする一案らしい。魚妙自身の考案か他の系圖に據つたかは明かでないが、二代と考へるのは頗る窮した考へ方である。然るに山田吉睦の備考(卷四)に至れば後者を探つたらしく、「相州山内一派二字銘に打、本國備前建武貞和の間」とし本國備前といふ語勢は如何にも正確らしく聞え、

藤源次一門たるを意味すべきも、真國の來歴を明にした記録に據つたかは頗る怪しい。本阿彌長根の之を各派から切離して鎌倉鍛冶の末に真國正和として擧げて疑はしきを闕いた方が真面目な態度と見受ける。

此の刀工の現存したことを證すべき押形は刊本の銘盡及び光山埋忠土屋三押形集に見當らず、自分所藏の角野正次諸國祕傳忠寫(寛文年間の舊寫本、鍛冶考卷十八楠公鉢割の項に引いた享保十四年角野壽見の書翰に「古來よりの忠寫所持仕候」といふもの)に僅かに一葉あるに過ぎぬ。左にその縮圖を掲ぐ。(次頁寫眞參照、實大二分一)

此の押形寫に紀年銘を伴はず、又た住處を明記せぬからその實在を確かめる以上の價値がない如く見えるが、正次の相模國の部に編入したのは實物の作風から推して鎌倉鍛冶たること疑なかつた爲であらうと想はれる。

茲に注意すべきは太平記卷二十二鬼丸鬼切の記事である。その説は現在刀劔書にいふ北條時頼が粟田口國綱を召し寄せて鬼丸を造らせた傳説の時頼を時政とした上に、その作者に就いて「是は奥州宮城郡の府に三の眞國といふ鍛冶三年精進潔齋して七重に注

連を引ききた

うたる劔な

り」といつて

る。この眞國

は恐らくは時

代が遙かに後の國綱の子の名を混同したらしく太

平記作者は兩名の類似から誤り傳へた疑がある。

本阿彌長根奥州鍛冶の中に眞國を擧げたのも或は

太平記の記事に従つたもので是も貞國と改むべき

やに想はれる。若し果して然りとすれば眞國は奥

州鍛冶の鎌倉に來住した中最も古い一人である。

此の刀工の名は相州風の荒鈍の付いた刀の隱銘に時々讀め、鎌倉鍛冶ヶ谷住と切り文治頃の紀年銘を伴ふものであるから、鎌倉開府の際に奥州から招かれた刀工と察せられる。暫く茲に附記して他日確かな在銘物ので眞否を決定する時機を待つ。

三、國弘と爲貞

承元二年癸丑正

月日(板本十一

日としたのもあ

る)の年月記し

た後鳥羽院御宇鍛冶結番次第(天正十五年忠政傳

書)に

御太刀磨 國弘

爲貞

各従一人已上
三人可相具也

とある國弘と爲貞が何處の鍛冶とも注記してゐぬ

が、萬治寫本系圖には

御太刀磨 國弘相州山内住人

ミガキ

爲貞

とし、磨はトギと訓し刑(剛の略字歟)清のミガキの訓と對して打ち上げた刀劔の仕上げの擔當者を指定したことを知ると同時に、國弘の相州鍛冶たることを知るに足るのである。

この國弘に關しては寛永板系圖諸國同銘其外頭字寄分の章に

國弘 鎌倉山内龍四郎一人後鳥羽院御宇也

といふ記載が最も古い。鎌冶考に「後鳥羽御宇元曆、山内住龍四郎太夫と號、一代鍛冶と、按貞國祖ならん」といふのは恐らくは同じ系統の傳書に基いた説であらうが、貞國が同じく四郎太夫と名乗る處から察すれば鎌田魚妙の説と反對に貞國の子又は弟子に國弘なるものがあつて、承元番鍛冶の選に入つてゐると考へる方が妥當である。龍四郎の龍の字は瀧の誤りなるべきは勿論である。

國弘の作品は一向知れず、唯一本だけ角野正次忠押形寫に山内藤源次とした國弘がある。是は

土屋押形上の相州國弘(正和)及び光山押形集の左國弘の銘振字體と著しく異つたもので或は古國弘であり得るから左に掲げて他日研究の資料とする。(次頁寫眞參照、實大)

爲貞には注記なく同名の刀工は京に一人仁治頃といふのが寛永板系圖に見えるに止り、承元二年から三十餘年の後であるから同人かも知れぬが疑はしい。然れども自分の隠銘で讀んだ所では陸奥國平泉住爲貞とも相州鎌倉鶴岡門前住爲貞とも切り正治三(建仁元)年七月十六日の紀年銘を伴ひ、是が硯清を承つた爲貞らしく、刊本に仁治の京鍛冶としたのも或は正治の誤で、結番の頃に京に上つて打つた作品もあつて此の如き傳説が出来たものかと想はれる。

尙ほ此の外に爲貞に伴ひ出る爲信といふ銘があつて、爲貞の門弟か又は子でその製作を助けたと想はれる。元曆青江の爲信なるものがあつて別

人であると思はれるも尙ほ不明であるから姑く疑を存して記すに止める。

四、法華經太郎信房

以上列擧した諸工の外に尙ほ信房といふ刀工が同じく奥州から鎌倉へ移住したことが隱銘の研究によつて明かとなつた。

此の刀工は寛永板系圖に法華經太郎と記し、古刀銘盡大全

卷二陸奥國の部に法華經太郎

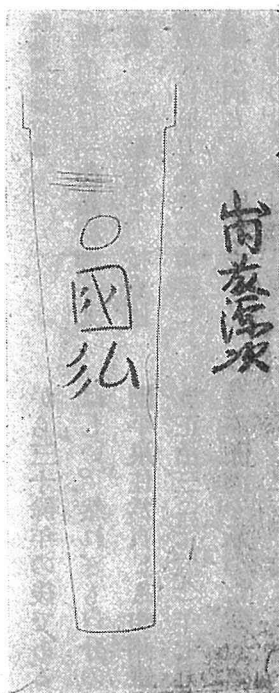
承保頃岡部住人或高基とも

云 信房建長頃法華經太郎子とも云清房天福頃舞草住法華太郎子とも云と連記し、舞草鍛

冶の鎌倉時代の代表者として擧たもので、その住處年代共に頗る區々になつてゐる。然るに隱銘を讀んだ結果によれば「奥州平泉住信房」文治六年四月十五日於鎌倉鍛冶谷造「法華經太郎信房作」

等の文銘があつて、賴朝が藤原泰衡を伐つた翌年鎌倉に來てゐたことが察せられる。

而して此の鍛冶ケ谷は今の大船の東北一里本郷の隣村鍛冶ケ谷であるべく、本郷は山内莊の本郷であるから、相州山内住と切る刀工多くは此處



にゐたと想はれ、貞國國弘等よりも更に有名な信房が先づ占居して刀鍛冶の聚落となり、終に鍛冶ケ谷の大字が今日まで傳はるに至つたこと

も容易理解される。故に鎌倉鍛冶の淵藪として此の土地は出羽月山陸奥舞草平泉の次に重要な位地を占め、中世文化史上に注意すべき所である。

此の奥州から移住した信房に關する傳説は鎌倉鍛冶の系圖に全く跡を絶た如く見えるが、後記

する大事相傳系圖なるものに相州鍛冶の系統を延眞延房延正國眞國宗國光と連記した國眞以先の備前鍛冶とした部分に見える延房が信房の誤で、平泉信房が一文宇信房と混同されて亡失した疑が頗る濃厚となる。

備前信房の系圖を考ふるに、正和注進物に信房

備前長原權守
後鳥羽院 信正<sup>備前信房
が子</sup>とありて、寛永板系圖に信

房信正信包の三代を擧げ、如手引（慶長十六年寫本）に信房延房信正信包とし、正保萬曆寫本系圖共に延眞延房信房信正信包とし、相傳系圖の延正は信正の誤なること殆ど疑なく、延房も亦た信房らしい。是に關する考證は他日番鍛冶を論究する時に細論する。

昨年地球誌上で奥州鍛冶を論じた際に注意した如く奈良朝から平安朝に至る間に刀劔製作法が大いに進歩し、特に田村麿賴義義家等の奥羽征伐の頃戰鬪が屢行はれた時代に華麗勇壯な粗鉞ある

刀劔が作り出されたのである。我々の研究は今尚ほ正確に何れの實物を何人の作と指示し得るまでに進んでゐぬが、平泉から移住した信房眞國等の作風が此の如き特性を有し、後世全く此等の作品及び舞草平泉等の奥州物のあるものを鎌倉物と同一視するに至つたと考へざるを得ぬ。

現存する相州鍛冶系圖なるものは備前と粟田口との兩流派のみを認めて、此の第三の流派の更に早く鎌倉に入つてゐた事實を無視して、この兩流派から新しい鎌倉物の作風が起つたとせねはならぬ様になつてゐるのは我々の腑の落ちかねる所で我々は今日鎌倉物に認むる特性を平泉物を繼承した作風とし、その起源を此等の刀工に在るとするものが遙かに妥當なるを信するものである。

鎌倉鍛刀業が山内莊本郷の傍に榮えた後に近畿中國から集り來つた刀工中著名なるは粟田口國綱

備前助貞國宗の三人で、就中國綱一派と國宗とが後世に相州の代表となつた。故に我々は流布刊本に區々に記載されたこれ等の刀工の系圖の傳承に就いて仔細に吟味し、その異同を究明して信憑すべきものを編成せねばならぬのである。此等の諸工中相州鍛冶の元祖の如く看做され來つた粟田口國綱とその系統の巨擘たる新藤五國光とに就いて攻究した私見を左に述べる。

四、粟田口國綱と新藤五國光

相州鍛冶系圖に見える新藤五國光は鎌倉に來住した國綱の繼承者として粟田口鍛冶を代表し、重要な位置を占むるは言ふまでもない。刊本中の最古板寛永系圖と天正十五年古寫本とは何れも國光の系圖を行光まで、中斷して、正宗を祖とした第二の系圖を別に設けてゐる。古寫本銘盡では新作物に至るまでに新藤五の名を載せずして、後に粟田口系圖に至つて初めて國綱の子として眞國、

國光、國弘國綱子ト云の三人を列舉した外に尙ほ國弘山内住藤源次國光新藤五を連載して、新藤五國光を國綱の孫とし、而して之に續いて相州進藤五一滴(流か)正滴(嫡か)圖があつて、國宗を上にしその下に國宗弟子新藤五國光、その子國重、國廣、行光、兄大進房行光の四人を列し、行光から系統を引き之を五郎入道正宗を祖とした貞宗以下の系圖に連結し、前の兩者に於けるよりも國宗國光行光正宗貞宗秋廣の間の系統を判然と示してゐる。

正保萬治兩系圖に至れば全く此の最後の形式になり、今日流布の古刀銘盡以後の相州鍛冶系圖の之を底本としてゐる形跡が明かである。萬治板古今銘盡だけは國宗國光の下の國重國泰行光の四人に順次相承けたかの如く系線で連結し而かも四人とも國光の子又は養子たる關係を注記により明にしてゐるのは、古寫本銘盡(慶長二年)と同じ系統の異派に此の如き形式のものがあつたを推知す

るに足る。

此等の諸本を觀て第一に氣のつくのは進藤五新。藤五の兩様に示し、而かも區別なしに混用してゐる事實で、特に寛永板本の如きは國光以下國泰まで皆な進藤五に作つてゐる。是はすべて新が正しくて進は同音なる爲めに誤つて作つたものであるか或は國宗弟子初代國光だけが進藤五で、父の名を嗣いだ國重以下は新が正しいか又はその逆に初代國光だけ新で二代以下進を用ゐたかといふ疑問が起り、三者の何れが正しいか此の疑問を解決することは國光の初代と二代以下とを決定するに當り頗る重要な意義があると考へられる。

進藤は氏名として行はれるもので新藤五長谷部國光と切つた顯銘のみ見えるのから推せば進は新の誤字に過ぎぬかも知れぬが、然れども國光に少くも二代もあるといふ確からしい傳説から觀れば進を新の誤字又は通用字として新の方が絶対に正

しいと斷定することは出来ぬ。故にその絶対の正否を姑く置いて先づ國光と銘を切つた刀工に關する從來の系圖及び押形の紀年銘を調べて之と相互證するのが妥當である。

初めて鎌倉鍛冶の系圖に疑惑の見解を發言したのは本阿彌長根で、古刀銘鑑雲知明集に

刊本國綱九十三歲建長七死トシ、國光建長二生ト記セバ國綱八十八歲ノ時ノ子也、世ニ絶テ無シトモ云ガタケレトモ、可疑ハ國綱ノ兄藤五郎有國存生ノ中ニアラズバ其子ヲ新藤五ト云ベカラズ、サラバ今記所ノ國光ト國綱トノ間ニ一人ノ新藤五アリシナラン、此國光ハ其弟子ニテ師ノ姓名ヲ襲タルガ上ニ、自ノ本姓ヲモ添テ新藤五長谷部國光ト打シニヤ、了戒ノ末了戒某ト打信國ノ末信國某ト打タルハ是ニ效シナラン、新藤五國光法師延慶二年、新藤五國光法名名光心正和二年七月ト打タルアリテ、新藤五國光正和二年十一月、國光正和三年文保元亨ナド年號アレバ、正和二年七月後ノ作ハ三代目ナルベシ。

といつた識見は非凡で、傳統的系譜の破綻を暴露し得て痛快である。

特に新藤五と藤五郎有國との關係及び國光の名が何代かあるとして、父子師弟の間の轉承を考へた點は爛眼で將來の研究者に指針を示したものである。

然るに銘鑑には尙ほ新藤五國光永和二年をも舉げ、長谷部國光元亨二年の銘から五十四年の後に同名刀工のあつたことを示し、銘鑑の決定法に従へば第四の國光があり得ることになる。

加之初代藤五國光の子に國重、國廣の二人ともに國光を名乗つたとの通説は古寫本如手引に先づ見え、寛永板系圖にも記し、この説は慶長以前に已に行はれたと考へらる。

近頃江村法學士が刀劔研究(第十一卷)誌上に發表された國光に關する考察は主として流布刊本の系圖に就て行はれたものであるが、その結論とし

て舉げた所によれば初代新藤五國光の前に今一人の國綱子國光があつて系圖から漏れてゐるといふ考説で、長根の考と略ぼ同一の歸結に外ならぬ。然るに之を前に掲げた慶長二年古寫本銘盡の栗田口國綱の下に見えるものに比較するに國綱、國弘國光といふ順序で、初代新藤五は國綱の孫となり年代の不合理な關係が除かれる。此の二人の國弘の中一人が國光と稱したとすれば長根說江村說共に完全に成立すべきも、我々は古寫本銘盡の國綱の子國光を第五子であつたので、藤五郎と稱し、國弘の子國光の方は之に區別する爲めに新藤五と呼んだとせば凡ての疑の雲が一掃されると信ずる。

正保及び萬治寫本系圖には國弘有國又は眞國則清の三人を舉げ、古刀銘盡も之に従ひ、鍛冶考は國弘則清真國有國國光の五人を舉げてゐる。この鍛冶考の國弘の注に山内住國綱別名とし國光には

新藤五山内住或は則國子とも國綱子とも云ふと注した。今按ずるに國弘の別名國綱といふのは國弘が襲名して二代國綱となつたと解すべく、従つて國弘の子新藤五國光を國綱の子とするのは二代目國綱の子たるを意味し、混同して藤六國綱の子とされたに過ぎぬらしい。

此の如く考ふれば相州に移住した栗田口鍛冶は國綱國弘(二代國綱)新藤五國光二代國光まで相嗣いで榮えたことになり、從來諸種の系圖に混亂を生じた理由も同時に明瞭になる。

子孫の同名を繼承する習慣は長根の既に注意した所であるが、鎌倉鍛冶中國綱二代の外に國宗二代あることは次に述べる如く、作品の商標の如き意味で信用を博する手段として當時既に頗る流行したことを推知するに足る。

六、備前國宗と相州正宗

相州鍛冶系圖に關する問題中最も重要なるは正

宗である。明治時代に入つて本阿彌家の因襲的目利の權威が喪失されて、刀劍研究家の自由な意見が發表され得るに至り、正宗に對する種々の疑問が續出した。その説は必しも正宗の實在を疑ふには至らなうだが、その作品の確かなものが稀少で古今獨歩の名工たるや否やが疑はしくなり、室町時代には尙ほ有名ならずして豊公以來俄かに貴重視さるゝに至つたものと認定されることゝなつた。然れども文獻に就いての精透した研究は今日まで未だ試みられてゐぬ様であるから、慶長前後の諸家祕傳書から板本諸系圖及び目利書に至る間の相州系圖に關する變遷を述べるに當り、その中心問題として茲に所見を述べる。

室町將軍義教義政と同時の一條兼良の尺素往來に初めて刀工正宗の名が載つてゐるのが、若し相州正宗を指示するとすれば、その死後百餘年を経るに漸く良工としての存在を認められたことになる

が、近い京都に達磨正宗がゐた後であるから兩者何れが載つたか既に疑問たるを免れぬ。

我々は此の應永以後の記載よりも更に注意すべきは正和二年正月十一日の奥書ある注進物三十二番目に在る政宗であると信ずる。是は「先代之時記シ置レタル也銘ノ上中下作ヲ不撰注進次第ニ記シ被置也」とある附記の語から、三河入道が鎌倉幕府の舊記を収録したものとるは明かで、此の政宗なる刀工に就いて大に研究する必要がある。

古寫本銘盡の注進物には

政宗備前三郎國宗が子也

とあるも、萬治板本には「後に銘替る口傳也」の一句を加へ、正保本阿彌系圖に直宗一家の部國宗の下に

正宗 國宗子

と見え、寫本萬治系圖には政宗後國宗ト打康元比とし「イ(異)正也」と注意し、古刀銘盡にも同じく

政宗とし、「國宗弟子、貞應頃、正宗トモ打、伯耆住後國宗ト打」と注し、鍛冶考に至つて、「正宗龜山御宇文永國宗子後國宗ト銘彌五郎ト」と記し、備考に至り詳細を極め

備前直宗流、二字銘に打、後伯州小鴨へ移り國宗入道
と切、備前三郎國宗の門ミ云、正宗も打、正應比

とし、本阿彌長根は國宗貞永の子に國經正元國宗正應備前國長船住國宗延慶三年を擧げてゐる。

此等を通觀して明かなるは鎌倉に移住した備前三郎國宗の子に政宗又は正宗といふものがゐたこととが正和時代の舊記を編纂した三河入道の時にあつたと考へ得ることである。

寛永板系圖の備前に國眞國宗國貞の系圖を載せ
國宗國眞弟在京メ備前三郎ト云其後鎌倉ニ下向メ進藤五師トナル父子二代アリ

といひ、國眞には「在京して備前太郎と云」と注し、國貞には「國宗弟備前八郎」と注してゐる。然るに「諸國同銘其外頭字寄分」の部に

國宗 備前三郎父子二人後京へ上同備前孫五郎一人長船
ニ一人和州ニ一人越中ニ一人伯耆ニ一人小嶋

と記し、伯耆の外に父子孫の三人の國宗がゐたことになつてゐるのみならず、孫が五郎として區別されてることが他の諸系圖に見えた所と著しく異つた一説である。是に従へば國宗の子に正宗又は政宗なるものがゐて、後に父の名を嗣ぎその孫が復た同じく父祖の名を嗣ぎ國宗と名乗つたもので而かもこの孫國宗即ち正宗が五郎であつたことである。此の如く三代共に後に國宗と名乗りその二代及び三代が共に正宗と稱した時期があつたとすれば、正宗といふ鎌倉鍛冶は備前から來たものにも少くも二人ゐたと考へ得られる。

以上諸系圖の異同を比較した結果は假りに備前正宗として區別すべきものゝ存在を認むるに足る様である。

五郎入道正宗の古い系圖に現はれたものを觀るに、是れ又た頗る區々になつてゐる。我々の手に

し得た最も古いものは天正十五年古寫本で、前にも述べた如く是には「一、相模國鍛冶之事次第不

同」といふ項に頂上に國宗國綱を並列し、その國

宗 備後三郎也 の下に國光 進藤五國宗弟子 更にその下に國廣 新藤五郎太

國重 新藤五郎次郎 國泰 新藤五郎三郎 大進房 此作條々之子細有之 を並列して、こ

れまでも系統を斷截し、之と別に國光 新藤五郎 の下に

行光 新藤五郎弟子 を置いて並列し、國光の下に正宗 五郎入道義

弘 越中國松倉 則重 右同國住人 の三人を並列し、正宗の下に貞

宗 新藤五郎四郎 を首めとし國次 正宗弟左子來也 國綱 前國綱子 兼氏 志津三郎 長義

備前國同弟子 に至る五人を並列し、貞宗の下に廣光 九郎秋廣 貞宗 備前也貞宗弟子 信國 祖父也右同弟子 の四人を並列し、廣

光の下に正廣一人を記してゐる。

此の記載の仕方が傳統を示す系圖たるは國光は國宗の弟子、行光は新藤五國光の弟子たる關係を注記したので明かで、國光と國綱の關係は是だけでは分らぬ。此の系圖の著しく他の諸系圖と異つた點は義弘則重を正宗と同列に置き貞宗以下五人

だけを正宗の子及び弟子とし、兼光を貞宗の弟子としたことである。

古寫本銘盡の「相州進藤五一滴(流の誤)正嫡圖」では同じく國光の下に四人の名を並列するも、國重國光國廣同大進房日光山法師彫物行光藤三郎國光父子ノカ子として、國泰を除き行光を加へ、系線を上へ引き正宗八道に連ね、貞宗廣光則重義弘金重國重兼光安吉の八人を正宗の弟子とし、貞宗の弟子として秋廣九郎三郎廣光元重眞國國光但州住法成寺子貞宗が弟子と號長刀上刀を擧げてゐる。

此の系圖に従へば藤五三郎國泰の代りに藤三郎行光が入り、且つ國光と父子の契約をなし、その實子が五郎入道正宗となり、行光は國の偏諱を嗣ぐ代りに光の字を受けたことが正宗貞宗の關係と同一らしくなる。

正保萬治兩系圖は何れも國泰を第三に置き行光を末に加へて五人とする點に於て異なり、又た前

者は行光に「國光と父子の契約云々」の全文を注記せるに對し、萬治系圖では「國宗養子文永ノコロ」と注記して、國宗の養子と認めてゐる。尙ほ之と關聯して注意せねばならぬことは古寫本銘盡に國宗の左傍に「正宗カ師也」とある注記で、是は正和注進物の政宗即ち正宗が五郎入道と混同されたのかも知れず、又た行光が國宗養子となり國宗を冒し正宗はその弟子かもしれぬこととなる。兎に角行光正宗と國宗との間に師弟父子何等かの聯鎖があるとの傳説が區々の記載となつたことを想はしめる。

又た國重大進房行光の關係に就いても諸本區々で、天正古寫本の系圖には前に擧げた如く、「此作條々子細有之」と注するに止るも、國重新藤五次郎の作風を記するに至り、「大進房出羽國はぐるさんの山ぶしなり云々」とし、國重即ち大進房とする一説が見える。之に反して古寫本諸銘盡は何れも行

光の兄なりとし國光との血族關係を否定してゐる鍛冶考(卷二)には國泰に或は大進坊同人とも云ふと注し、行光にも或は大進坊同人行平子とも云ふと注したのは何に據つたか明かでないのみならず豊後行平と約百年の間隔あるのを無視して行光をその子とする理由が分らぬ。

次に考へねばならぬのは相州鍛冶の「大事相傳系圖」の一項である。是は古寫本銘盡、正保系圖萬治板古今銘畫(卷一)何れにも出てゐる。然るに最後の板本には大事の二字を削つてゐるのみならず、寫本には正宗の次に兼光があつて、板本には之を除き國次と正宗との間に行光を入れてゐるところは注意に値する差異である。慶長二年の古寫本では前に述べた如く此の大事相傳の一項三行と末の竹屋重次の花押ある奥書とが一筆で、その他は別人の寫字に成つてゐる所から推して、相州系圖では頗る重要な祕傳であつたらしく想はれる。故

に板本にこの系圖を載せる時に大事の二字を除いたことは容易に理會され、又た貞宗と同列で而かも位列の遙かに劣つたと看做さるゝ兼光を去つたのも慶長以後本阿彌その他諸家の目利の習慣を尊重するに至つて古傳を變更せざるを得なんだ結果と考へられる。而してこの相傳系圖に於いて尤も難解な一事は來國次が正宗又は行光の師たる關係で、是は國次を正宗の弟子とする普通の傳説と相反し、正宗の方が國次から京來一派の方法の傳授を受けたか、又は國次は五郎入道正宗の弟子でなくて、國宗系の五郎正宗から受けた傳授を正宗に授けたと考へるのが妥當な様である。

之を要する相傳系圖の示す所では相州鍛冶の系統は備前直宗一派の末流で、栗田口國綱の血統たる否とを問はず、京物の影響は寧ろ來國次から受けて、五郎入道正宗に至つたと認められる。

而して此の如く觀來れば最初に注意した國宗の

子に正宗があつて後に國宗と稱した鍛冶があり得るなどの提案が決し無意義でなくなる。この古い備前正宗の後に行光及び第三の正宗が出て、後世に最後の正宗一人が相州鍛冶の代表者となり、その以前の國綱國光等の名工との間に傳統を作らんとする目利者が種々の系圖を編成し、その間に牽強捏造も附加つて板本古今銘盡以後の系圖となつたらしく見える。

國宗と正宗との間に新藤五一門及び來國次の入つた系圖及び大事相傳なるものは古寫本銘盡の前後の文から推せば、應永前後に宇都宮三河入道が収録したらしく見え、或は粟田口及び來の系統に屬する鍛冶から得たものであつたので、備前系統の間へ割り込んでゐるのでないかと疑はれ、之に反して兼光が正宗と貞宗との間に在るのは備前鍛冶の方に在つた相州系圖に先づ編入されてゐたらうかと推測される。

此等の推測を助くる旁證として考慮するべきは前に擧げた後鳥羽院御宇の相州鍛冶の系圖に貞國の一派の存在が全く忘却されてゐる事實である。

此の成行は貞國一派は備前京兩派の何れにも屬せぬ異系を代表し早く平泉から來たもので、國綱國宗の如く京備前の刀工等に知られてゐるんだか又は尊重されなんだ爲めで、京備前の兩系に對して重大な作風變化の影響を與へたにも拘はらず、却つて後來者の末流に閑却されたと考へられ、その鎌倉幕府の没落と運命を共にしたものは是非もない次第であらう。

以上系圖を吟味して獲た結果は國宗の系統に正宗が出たと考へるが稍事實に近いといふまでで尙ほ何時生存したか及び同名何代あつたかの問題を解決するに足らぬ。

國宗の子及び孫二代の正宗の年代は國宗の年代から推知する外なく、國宗は古備前直宗から二代

直宗(又は眞宗)三代國眞を経て四代目に當り、古刀銘盡鍛冶考備考の諸書に見ゆる所區々にして、古寫本如手引によれば

備前三郎國宗 文永ノ比後ハ鎌倉エ下向ス但京ニモ住同名二代有

といふのと、天正古寫本目利書京の部に

國宗 備前三郎也此かち京かまくらなかけて打也、本出所備考前國福岡庄吉井より出たりとも云也、同國吉岡ノ庄より出たる云兩説あり

見やういろく口傳あり、又みだれて出足ふかく、きつきみじかく、ふんはりつよきもあり、又しのぎひきくて打ひらきて、又あしニみだれ所々のたれてひろすぐ刃もあり、一もんじ國行ノごまぐも也、又打のけ刃のあしひろくやけて引すかしてみればにごり足入タルモアリ銘の字なり、國々にてちがふべし、此作ノ太刀赤松ノ重代南泉にて一尺八寸ノ太刀あり、又おなじ作はたけ山の重代三尺八寸ノ太刀アリ、異名ヲ袖せはこいふ、天下ニかくれなき重寶也

とあるのが最も古く、而かも互に撞着し、前者に従へば國宗の鎌倉に往つたのは文永(一二六四年)

以後となり、後者に従ひ此の畠山を北條時政に殺された重忠とすれば元久以前即ち少くも六十餘年前にゐたことになる。

國宗の年代に關しては尙ほ古刀銘鑑には正治頃二十歳にて鎌倉に下るといひ、之から逆算して治承四年(一一八〇)生とし、校正古刀銘鑑には貞永(一二三二年)としてゐる。

此の天正本の説に従へば文治承久間に榮へたと考へられ、萬治系圖に古備前直宗を嘉保(一一〇九四、五年)頃とする説と符合し、貞永及び文永の國宗は二代目即ち正宗改め國宗と看做される。萬治系圖寫本には國宗に文永の頃と注し政(正宗)に康元の比と注するから推せば國宗の文永は怪しく同書に眞宗(元永又は養和)權守國眞(仁平)太郎國眞(正治)次郎國貞(文曆)三郎國宗(文永)の注記何れも誤謬を含むと察せられる。

此等を比較考量すれば二代國宗即ち正宗は康元

文永頃までゐた刀工で、萬治系圖の一説たる行光が國宗の養子となつたといふのは此の國宗のこと、進藤五國光の弟子で行光と名乗り二代國宗の養子となり、その子五郎入道正宗は義祖父の幼名を寫したのでないかといふ考説が立てられ得る。

正宗の紀年銘ある押形は角野正次忠押形寫の

正和二年□月□日相州住正宗

嘉曆三年八月日相州住正宗

に止るが、嘉元、元亨の紀年銘ある行光と前後して相次いで鎌倉末期に榮たことが明かで、父子共に正和の注進物に見えぬのはその存生中であるから寧ろ當然である。

以上論じ來つた所を概括すれば大事相傳系圖に國宗を元祖とし正宗貞宗に至つたとする傳承には大に意味があつて、單に備前鍛冶が我田引水の系圖を捏造したとは速斷し難く見える。而して正宗に關する區々の傳説が生じたのは國宗に二代以上

あつて子又は弟子正宗が後に國宗の名を襲ふたのに原因すると解せられ、五郎入道正宗はその孫に相當するか又は更に後に出たことになる。

然れども正宗に關しては尙ほ此の外に達磨正宗なるものが京に出て南北朝の時代に相當有名であつた爲めに混雜が起つた事を考へねばならぬが、之に關する考説は他日に譲る。

正宗を中心人物として諸國に行はれた鎌倉風の鍛刀法に關しては流布刊本は大抵盡く正宗の門弟たる關係を認め、種々の傳説が伴つてゐる。然れども既に述べた如く山内鍛冶ヶ谷が鎌倉鍛冶の淵藪で此處に諸國刀工が集り來つたとすれば、武家全盛の時代たる鎌倉時代の間に正宗の出現を待たずして華美な作品が造られ、その方法も亦た諸國に廣がつたことも容易に想像される。故に則重義弘を正宗の相弟子とする如き古い傳説の行はれたのは當然で、正宗一人を非凡の名工として之に牽

強附會する傳説は多くは取るに足らぬ。來國次を
行光正宗の師とするは正宗の門弟とする撞着の如
きも後者の方が怪しいと想はれる。鎌倉作風の天
下を風靡した徑路と諸國同風の刀工に關する研究
は他日に譲り唯論究の一系理としてこれだけを茲
に附加へるに止める。

最後に一言せねばならぬのは鎌倉鍛冶、特にそ
の初期の諸工は開府後日淺く鎌倉自身が政治文化
の中心として平安京及び近畿地方から獨立する以
前に於て餘り尊重せられぬのが彼等に不利益で終
にその名すらも忘失さるゝに至つたのは環境の事
情の然らしめる所として怪むに足らぬことである

莊民の生活 (再び)(上)

——山城宇治田原莊——

文學士 中村直勝

—

私は嘗て本誌第八卷第一號に、「莊民の生活」と
題して特に伊賀國黒田莊の莊民に就いて記述した
事があつた。そのときの私の企圖は引繼いて各地

の莊民に就いての考察をするつもりであつたが、
鈍重な私には幾星霜が瞬く間に過ぎ去つてしまつ
たその間に私は、何れの莊園間にでも度々繰返さ
れて起つた所の堺相論の事に關して少しく史料を